

静岡県立特別支援学校施設整備規準  
(本編)

令和8年4月

静岡県教育委員会教育施設課

## 目次

はじめに.....	1
第1章 総則.....	2
第1 目的.....	2
第2 適用範囲.....	2
第3 学校施設のめざす姿.....	2
第2章 企画、基本計画及び実施計画.....	4
第1節 校地計画.....	4
第1 校地環境.....	4
第2節 配置計画.....	4
第1 敷地の有効活用利用.....	4
第2 校舎、屋内運動施設.....	5
第3 屋外運動施設.....	6
第4 プール.....	6
第5 その他の屋外施設.....	7
第3節 平面計画及び各室計画.....	8
第1 基本的事項.....	8
第2 教室等の面積.....	8
第3 仕様水準.....	9
第4 学習関係諸室.....	9
第5 屋内運動施設.....	11
第6 管理関係諸室.....	11
第7 共用空間.....	13
第8 施設開放のための空間.....	14
第4節 建築設計.....	14
第1 基本的事項.....	14
第2 構造体の設計.....	14
第3 非構造部材の設計.....	15
第5節 設備設計.....	15
第1 基本的事項.....	15
第2 照明設備.....	16
第3 電力設備.....	16
第4 情報通信設備.....	16
第5 給排水設備.....	17
第6 冷暖房設備.....	17
第7 換気設備.....	17
第8 防災設備・放送設備等.....	18
第6節 カーボンニュートラルへの対応.....	18
第1 基本的事項.....	18
第2 太陽光パネル設置対応.....	18
第3 建物の外皮性能.....	18

## はじめに

静岡県教育委員会では、学校施設の老朽化対策を実施するため、平成29年度に「静岡県学校施設長寿命化整備指針」、令和元年度に「静岡県学校施設中長期整備計画（個別施設計画）」を策定した。

一方、近年の児童生徒数の増加による施設狭隘化・通学負担に対応するため、平成29年度に「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」を策定し、静岡県の目指す特別支援教育及び「共生・共育」の更なる推進を目指している。

本整備規準は、静岡県学校施設中長期整備計画の一部として、県立特別支援学校の新規整備及び建替え時の施設整備の規準を示すものである。

今後の学校施設整備は、文部科学省の「特別支援学校施設整備指針」及び「特別支援学校設置基準（令和3年文部科学省令第45号）」に留意しつつ、児童・生徒等の安全で衛生的かつ快適な教育環境を確保するため、上記計画及び本整備規準に基づき老朽化対策及び新規整備等を実施する。

なお、本整備規準は、整備実態（校舎等の整備後のアンケート調査結果等による使用者意見等）を踏まえて毎年更新し、将来的な学習環境の変化に伴い、随時見直しを行う。

## 附則

本整備規準は、令和4年1月から適用する。

本整備規準は、令和7年1月から適用する。

本整備規準は、令和8年4月から適用する。

## 第1章 総則

### 第1 目的

この整備規準は、学校施設の整備に当たり、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、特別支援学校の施設整備として必要な規準を示し、計画や設計の目安とするとともに、具体の整備の進め方について規準として定めたものである。

### 第2 適用範囲

この整備規準は、特別支援学校の建替えや新築において適用する。改修や修繕においては、これを準用する。

### 第3 学校施設のめざす姿

施設整備に際しては、次の点に配慮する（上から優先）。

#### (1) 誰もが安全・安心に利用できる学校施設

学校施設は、生徒が安全で安心して教育を受ける場である。一方、災害時は、地域住民が利用する場となることもある。このため、防災、防犯等の面で安全な施設で、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザイン（バリアフリー）とする。

① シンプルで堅牢	高い耐震性能、壊れにくい部材、特にガラスは最小限等
② わかりやすく使いやすい	単純な動線やサイン、不審者が入りやすく監視しやすい配置等
③ ユニバーサルデザイン（バリアフリー）	車椅子でも円滑に移動して使える

#### (2) メンテナンスしやすく長持ちする学校施設

適切な計画保全を実施することで、約80年、安全・安心に使用できる施設とするため、以下の点に配慮する。

① 誰でもメンテナンスしやすい（生徒や教職員でも）	汎用的な部材／設備、メンテナンス時の安全対策、ガラスは必要最小限等
② 雨（水）に強い	雨水に強い外部形状（天窓不可、シーリングに頼らない、メンテしやすい雨樋）及び仕様（外壁材料等）
③ 修繕を見据えた仕様	20年後の修繕方法を踏まえた仕様

## (3) 経済的で快適な学校施設

未来の教育環境にふさわしい公立学校施設として、必要十分な機能を、予算の範囲で、無理や無駄なく確保する。

① 経済的でシンプルな構造計画	経済性に配慮した階高と開口部等
② 無理や無駄のない配置計画	延焼が発生しない、無理なく日照・通風を確保できる配置等
③ 最小限のランニングコスト	メンテナンスや改修費用が最小限

## (4) 教育環境や社会環境の変化に柔軟に対応できる学校施設

学校施設は、長く使われる一方で、教育内容や教育方法は、時代に合わせて変化する。また、社会環境の変化に伴って陳腐化する施設・設備もある。そのため、学校施設は、将来的な変化に柔軟に対応できるように計画する。

① 増改築を考慮した構造・配置	将来の増築や改修に対応しやすいラーメン構造、分割しやすい平面等
② 可変性のある部材や設備	変更や更新のしやすい建具や設備等
③ 改変困難箇所は安全側	階段、廊下、PS等の寸法は安全側で

## (5) 省エネルギーで環境にやさしいカーボンニュートラルに対応した学校施設

児童生徒等が地球環境問題に関心を持ち、脱炭素社会に寄与できるよう、省エネルギーで環境にやさしい施設・設備にする。

① ZEB化	外皮は断熱化、自然換気設備・省エネ設備機器等の採用、ガラスは最小限等
② 省エネの見える化	施設を通じて脱炭素社会に関心を持てる仕組み
③ 太陽光発電等の将来対応	現時点では採用できなくても将来的には対応できる仕掛け

## 第2章 企画、基本計画及び実施計画

### 第1節 校地計画

#### 第1 校地環境

新たに学校の敷地を選定する場合は、可能な限り以下の条件を満たす場所を選定する。

また、新規整備等の際は、総量適正化、財政負担、迅速性、地球環境等の観点を踏まえ、既存校地及び県有地等を優先し、以下の条件を参考に選定する。

- (1) 地震、津波、土砂災害等の様々な災害に対して、できるだけ安全な場所であり、建物、屋外運動施設等を安全に設置できる地形、地質及び地盤であること。
- (2) 可能な限り自然の地形を生かした土地で、平坦で整形であること。なお、造成が必要な場合も、可能な限り自然の地形を生かし、費用も過大とならない工夫をする。
- (3) 取得が容易で、建築上の法規制等が少ない土地であること。
- (4) 学校施設として、必要な施設を整備できる面積であること。
- (5) 騒音、ガス等の発生や交通事故の危険性の少ない安全な環境であること。
- (6) 教育上ふさわしい環境であること。
- (7) 周辺道路がスクールバスの運行に適する環境であること。
- (8) 建設費用や総エネルギー使用量の縮減、「もの」を大切にするという教育的な側面からも、高等学校等の既存施設等を特別支援学校に転用することを検討する。

#### 第2節 配置計画

##### 第1 敷地の有効活用利用

- (1) 建替え時は、学校施設全体の総量適正化を考え方の基盤として、建物配置分散度を用いて、建物の適正配置を考慮する。
- (2) 建替え時は、学校敷地内のグラウンド等他の施設を含めた全体施設を対象とし、将来に亘っての利用計画（グラウンドプラン）を考慮した上で、適正な場所に適正な規模の建物を配置する。
- (3) 建物周辺には外壁改修時等に仮設足場等の設置できる空間を確保するなどメンテナンス性を考慮する。
- (4) 将来の増改築等に柔軟に対応し、必要に応じ弾力的に利用できる空間を確保する。
- (5) 建替え時には、費用が掛かる上に授業等への影響も大きい仮設校舎を原則

使用しない配置を検討する。

- (6) 仮設校舎の使用は、障害の程度に応じた適切な学習環境の確保、費用等を十分に勘案し、採用を検討する。
- (7) 児童・生徒等の動線や、スクールバス、自動車、自転車等の車両の動線を合理的に設定できるような配置計画とする。
- (8) 寄宿舎を設ける場合は、校舎との連絡や良好な環境条件の確保などに十分配慮した適切な配置計画とし、校舎との一体整備も検討する。
- (9) 原則として、バリアフリー法に則り、配置を検討する。
- (10) 生徒等の動線と車両の動線が、可能な限り交錯しない配置とする。
- (11) 生徒数の変動を考慮し、新たな駐車場の増設が可能となるよう、配置計画を検討する。

## 第2 校舎、屋内運動施設

- (1) 児童・生徒等の移動距離やエネルギーロスを少なくし、建設・維持管理費用が低廉となるように、校舎間及び体育館との距離を短くコンパクトに配置し、さらには、なるべく防火設備が少なくなるよう建物間の延焼線を発生させない工夫をする。
- (2) 通常時は来客の対応がしやすく、緊急時は生徒・教職員及び訪問者等が避難しやすい施設とする。また、不審者の監視が容易となる計画とする。
- (3) 校舎等は、外部騒音の影響を可能な限り避け、屋外運動施設や周辺住宅等への日照、通風等に配慮した配置とする。
- (4) 児童・生徒等の動線と車両の動線が、可能な限り交錯しない配置とする。
- (5) 児童・生徒・教職員及び訪問者等が緊急時に避難しやすい配置とする。
- (6) 屋内運動施設は災害時には防災拠点としての役割を持つこともあるため、避難者が利用しやすい配置や平面を工夫する。
- (7) 校舎を建替える場合は、既存校舎等と可能な限り各階の床の高さ（FL）を合わせ、バリアフリー化を図り、2階以上は屋内で接続する。
- (8) 誰でも安全かつ容易に屋上等のメンテナンス（点検、清掃、修繕工事等）ができるように（手摺必須）、校舎屋上へは教職員が階段で安全に昇降できるようにする。
- (9) どのような使用にも耐えられるよう生徒等が触れる場所は、堅牢で耐久性のある材料を用いる。（腰壁や壁・柱の隅角部には木材を用いるなど）
- (10) 常に安全に使用できるよう、また、メンテナンスがしやすいよう、ガラス使用は必要最小限にする。
- (11) 計画保全や修繕工事に必要な空間と動線を確保する。
- (12) 施設等の開放を円滑にできる施設配置を検討する。
- (13) 将来的な校舎の建替え等を見据えた配置計画を検討する。

- (14) 主要な階段は校舎の転用を考慮し、誰もが使用しやすい寸法等で計画する。
- (15) 屋内運動施設等の金属屋根の屋上点検が容易に行えるように、昇降設備や安全帯の取付設備の設置を検討する。
- (16) 新規に整備する校舎は、日常及び緊急時の移動等を考慮して計画し、児童・生徒等が長時間過ごす教室等は、可能な限り低層部への配置を検討する。
- (17) 浸水被害の危険性が懸念される場合には、インフラ設備の設置位置を工夫するなどして防災対策を十分に検討する。

### 第3 屋外運動施設

- (1) グラウンド、遊具等は、児童・生徒の障害の特性等を考慮しつつ、運動の種類、利用形態等に応じ必要な機能を確保するように、方位や形状に留意して、良好な日照、通風等を確保し、可能な限り周辺に砂塵、騒音等の影響を及ぼさないよう配置する。また、人工芝は初期費用の他、修繕費、改修費が高額であり、適正な管理が困難であるため、原則採用しない。
- (2) 各施設は、校舎、屋内運動施設等との連絡のよい配置とし、施設開放への対応を考慮した配置とする。
- (3) 計画保全や修繕工事に必要な空間と動線を確保する。
- (4) グラウンドは、けがの防止、維持管理の方法、砂塵の発生防止等に十分留意して計画する。
- (5) 遊具等は、利用状況等に応じ、必要な種類、数等を検討し、十分な安全性及び耐久性を備えたものを計画する。
- (6) グラウンド等の天然芝生化は、維持管理にかかる手間、費用等を十分に勘案し、採用を決定する。
- (7) 流域の治水対策としてグラウンド等を雨水貯留施設として整備する際は、原則として、維持管理と児童・生徒の、けが防止を目的に、土勾配とグラウンド土改良を検討する。
- (8) 校舎改築に伴い既存夜間照明器具の照射範囲に影響がある場合には、校舎の屋上又は外壁面への設置を検討する。(校舎改築に伴う屋外照明柱の新設は、原則計画しない。)

### 第4 プール

- (1) 水槽は、利用内容等を考慮して、長さ、幅、及び水深を設定し、水深については急激な変化のない適切な深さとするとともに、見やすい位置に水深表示を設置する。
- (2) 水槽、便所、更衣室及びシャワー室等の附属施設の各部には、耐湿性及び耐食性のある材料を使用する。また、水槽は、安全かつ衛生的であり、清

掃等の維持管理のしやすい材質のものとする。

- (3) 排（環）水口の蓋等の安全対策をネジ・ボルト等で固定させ、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置して吸引事故防止のための二重の安全構造とする。
- (4) プールサイド及び通路等は、児童・生徒等の使用に十分な広さを確保し、耐水性を確保し、滑りにくい舗装や転落防止など安全対策を計画する。
- (5) 必要に応じてプールサイドの周囲に外部からの視線に対する遮へい板等を設置するとともに、児童・生徒等のための日除けを設置する。
- (6) プール水による湿気や塩素等は金属類等の腐食性が強く、建物寿命へ与える影響は大きいいため、他の建物に近接させないなど、配置を十分に検討する。
- (7) 水深の深い大プールと水深の浅い小プールを一体で建設する場合は、境界部分には安全対策として柵等を設置する。
- (8) 老朽化したプールを存続せずに取り壊す場合は、消防用水、グラウンド散水及びマンホールトイレ用水の代替として、井戸の設置を検討する。
- (9) 異種金属及び塗装等による腐食等が生じないように、金属材料及び施工方法を検討すること。

## 第5 その他の屋外施設

- (1) 校門は、児童・生徒及び訪問者等が利用しやすく、周辺地域の生活や安全上の支障のない位置とする。
- (2) 駐車場（来客用）は、わかりやすく適切な位置とし、近隣住民等の安全及び健康に配慮して計画する。
- (3) 駐輪場（生徒用）は、自転車通学者数に応じた適切な数と位置とし、近隣住民等の安全に配慮して計画する。
- (4) 屋外倉庫、ゴミ置き場などの施設は、利用しやすく、学習活動等に支障のない位置に配置し、周辺地域等へ影響にも配慮して計画する。
- (5) スクールバス乗降所は、障害の種別に応じて、雨、風など天候の影響を最小限に抑えられ、安全に校舎へ入ることができるよう計画する。
- (6) 国旗、県旗、校旗等の掲揚ポールを設置する。
- (7) 敷地周辺、敷地内の植栽については、校舎内や敷地周囲等からの見通しを確保し死角の原因とならないように、また、維持管理を考慮し、低木とする。
- (8) 校内舗装は原則として、アスファルト舗装とし、インターロッキングブロック舗装を採用しないこと。
- (9) 屋外に面している渡り廊下等について、配膳の衛生面等への対応から、雨の侵入を防ぐため、庇の長さ及び腰壁の高さなど雨仕舞いを検討すること。

- (10) 屋外に面している渡り廊下等について、バリアフリー化による段差解消をする場合、水勾配や側溝の排水能力等を確認し、雨水が建物内に侵入しないよう配慮すること。
- (11) 造成その他の開発行為等の有無にかかわらず、敷地全体において、最新の降雨強度に対応する排水施設の整備を検討する。

### 第3節 平面計画及び各室計画

#### 第1 基本的事項

- (1) 児童・生徒等の諸活動における安全性を担保するため、すべての施設・設備について十分な安全性を確保するよう計画し、設計する。
- (2) 児童・生徒等の健康に配慮し、室内空気を汚染する化学物質の影響を最小限とする材料を採用する。
- (3) ホームルーム活動やグループ学習、個別指導に対応できる柔軟な空間構成、配置等を計画する。
- (4) 将来の使用目的の変更や感染症予防対策としての「学校の新しい生活様式」に対応できるように、間仕切り位置の変更、教室の増築、換気・空調設備を容易に設置できる等フレキシビリティに配慮した計画とする。
- (5) 校舎の建替え時には、学校全体で運営上必要な教室配置等を検討し、建替えしない校舎との教室の再配置を柔軟に考慮し、建替え校舎の平面計画及び各室配置を計画する。
- (6) 児童・生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等に柔軟に対応できる空間を計画し、個人情報等の情報管理に十分配慮できるよう計画する。
- (7) 教員等が指導・介助のしやすい環境を構成できる面積、形状等とする。
- (8) 複数の障害に対応した施設とする場合は、各々の障害の特性等を十分考慮し、相互の交流に留意しつつも、相互の利用に支障のないよう面積、形状等を計画する。
- (9) 校舎の建替え時には、避難時の障害となることを防ぐため、廊下へ児童・生徒用ロッカーを配置しない。

#### 第2 教室等の面積

- (1) 新規整備及び建替え等の際は、特別支援学校設置基準（令和3年9月24日付け文部科学省第45号）を満たす整備を行う。
- (2) 教室等の数と標準面積については、資料T-1を標準とする。
- (3) 各校間で格差が生じないように、かつ、各学校の教育の特色を生かしながら、また、過剰な施設とならないように、柔軟に整備する。
- (4) 校舎の建替え時には、学校全体で運営上必要な面積を算出し、建替えしな

い校舎の教室の再配置などを柔軟に検討し、建替え校舎の教室等面積を決定する。

- (5) 新築等の際は、児童・生徒用ロッカーは教室内に設置することを原則とする。ただし、別途ロッカー室を設置することも可能とする。
- (6) 教室等以外の廊下・階段・便所・機械室等は共有部分として、敷地及び建物配置状況により算定する。

### 第3 仕様水準

各部位・部材の仕様水準は、資料T-2のとおりとする。

ただし、建設・保全費用に配慮し、柔軟に選定する。

### 第4 学習関係諸室

#### 1 共通事項

- (1) 児童・生徒の学習内容、学習方法を考慮し、教室等の配置を計画する。
- (2) 非常時の避難、上階からの墜落・落下物等に対し十分に配慮し、窓の手摺りの高さや的確な施錠管理などを検討する。

#### 2 普通教室

- (1) 普通教室は、児童・生徒が最も長い時間を過ごす場所であることに配慮し、活動動線を考慮し、良好な学習環境を確保できる位置や形状で計画する。(床や腰壁等には木材を用いるなど)
- (2) 普通教室は、学部ごと、学年ごとに、可能な限り同一階及び同一区画に計画する。
- (3) 多様な学習内容や形態の変化に柔軟に対応できる可変性の高い教室を計画する。
- (4) 建替え校舎に普通教室がない場合、建替え対象ではない校舎を含めて総合的に教室配置を見直すなど、良好な教育環境を確保する。
- (5) 将来、間仕切り等で分割することを考慮した開口部、設備機器等の配置とする。
- (6) 普通教室は、水栓、流しなどの設備を設置することができる空間を検討する。
- (7) 十分な面積の掲示板を計画する。

#### 3 特別教室

- (1) 特別教室の種類等については、資料T-1のとおりとする。
- (2) 特別教室は、同一教科又は関連性の強い教科の特別教室等と相互の連携を図り、教科の内容にふさわしい環境を構成できるよう、隣接した配置とす

ることが望ましい。

- (3) 特別教室のうち、家庭科室（被服）、理科室等については、多様な学習内容・形態に柔軟に対応できるよう、可変性が高く、相互利用も可能な教室を計画する。また、特定の固定設備を設置しない実習室についても同様とする。
- (4) 学習活動に伴う騒音、振動等を発生する教室の配置は、他の空間に影響を与えないよう留意する。
- (5) 準備室は、実験等の準備、資料等の作成及び教材等の保管場所として特別教室に隣接、あるいは特別教室の一部として設置する。なお、準備室には居室的設備は計画しない。
- (6) 将来、間仕切り等で分割することを考慮した開口部、設備機器等の配置とする。

#### 4 作業学習関係諸室

- (1) 児童・生徒の障害の状態や特性等に応じて円滑に作業室へ移動できるように配置を計画する。
- (2) 各作業室は、作業空間、移動のためのスペース、搬出入及び運搬のスペースを十分に確保する。

#### 5 自立活動関係諸室

- (1) 児童・生徒が利用しやすい位置に、各種の教材や教育機器等を用いた多様な指導の実施に対応できる適切な規模で計画する。
- (2) 肢体不自由に対応した室は、複数の教員や外部の専門家との連携が効果的にできるようにするため、打合せに活用できる空間を計画する。

#### 6 その他の学習関係諸室

- (1) 作業学習や職業学習のための実習室、農場等は、各学校の教育課程や学習活動の特色に応じて計画する。
- (2) 生活指導、カウンセリング、進路相談、保護者相談等に必要な教育相談室は、児童・生徒及び保護者が気軽に行くことができ、静かで落ち着いた環境を確保し、また、プライバシーに配慮した配置とする。
- (3) 図書室、視聴覚室等は、時間外や休日の利用や地域開放を考慮し、可能な限り1階に配置するとともに、学校専用部分と区画ができる計画とする。
- (4) 情緒障害や自閉症、ADHD等の障害を併せ有する児童・生徒への対応として、普通教室等に近接して落ち着きを取り戻すための小空間（クールダウン室）を設ける場合は、安全性を確保するとともに、遮音性等に配慮する。

## 第5 屋内運動施設

### 1 共通事項

- (1) 運動施設は、授業での使用状況から必要性を検討し、計画する。
- (2) 体育関係諸室の室数と標準面積は、資料T-1のとおりとする。
- (3) 体育施設相互の連携や児童・生徒の移動等に配慮した配置とする。
- (4) 空調設備、給排水設備及び衛生環境に配慮した計画とする。
- (5) 施設開放時や避難所開設時における利用にも対応できるよう、空間の構成、配置、規模等を計画する。

### 2 体育館

- (1) 原則として、建替え等の際には、各校で1棟となるよう、計画する。
- (2) アリーナは、ステージ、便所、更衣室、器具庫等の附属施設と一体的な計画とする。
- (3) 通風、換気及び採光を確保する。
- (4) 災害時に避難所として、仮設空調の設置や炊き出しスペースなどを考慮した計画とする。
- (5) 便所は、洋式を基本とし、バリアフリースイレを設置する。また、屋外からも利用しやすい工夫をする。
- (6) 施設開放部分と非開放部分の動線を遮断できるよう計画する。
- (7) 雨天時の雨除け、屋外の運動施設利用者のための日除け、災害時の炊き出しなどに多目的に活用できる半屋外空間の設置を検討する。

### 3 その他運動施設

- (1) 原則、授業での使用状況等からその必要性と規模を十分に検討し、設置を計画する。また、老朽化した施設の改修、修繕についても同様とする。
- (2) 施設の本来の目的は授業での使用であり、部活動や地域開放等での副次的な使用については、拒むものではないが、必要性の検討には含めない。

## 第6 管理関係諸室

### 1 共通事項

- (1) 管理関係諸室は、学習関係諸室との連絡のよい位置に計画する。
- (2) 学校運営など将来における変動等に対応できる空間として計画する。

### 2 教職員諸室

- (1) 職員室は、原則、校長室と同一区画、あるいは連絡の取りやすい位置に配置する。また、運動場が見える位置に配置することを検討する。
- (2) 事務室は、来客者用昇降口との連絡がよく、秘匿情報等を取り扱うため、

校長室と可能な限り隣接して配置する。

### 3 保健室、医療的ケア室

- (1) 保健室、医療的ケア室は、静かで良好な日照、採光、通風などの環境を確保できる位置に計画する。
- (2) 屋内・屋外運動施設との連絡がよく、また、緊急時に対応できる位置に計画する。
- (3) 緊急車両、検診車両等が容易に近接できる位置に計画する。
- (4) 医療的ケア室は待機場所を兼ねた機能とするように計画する。

### 4 厨房、食堂

- (1) 学校給食に係る施設整備は、学校給食法に定められる「学校給食衛生管理基準」に基づき、衛生的な管理ができるよう、計画する。
- (2) 厨房の広さについては、必要食数を衛生的に調理できる広さとする。
- (3) 再調理、形態食及び食物アレルギー食等を衛生的に調理できる広さを確保する。
- (4) 厨房は、外部から食材等の搬入車両が進入しやすい位置に配置する。
- (5) 食堂（ワゴン室含む。）については、給食の提供形態を考慮した上で、必要な広さとする。
- (6) 食堂を設置する場合は、可能な限り厨房に隣接して設置する。
- (7) 校舎建替え時は、厨房及び食堂を校舎と一体化するよう検討する。

### 5 倉庫、機械室等

- (1) 倉庫は、収納し管理する物品等の現況及び将来の需要を把握し、物品の種類に応じ必要な空間を確保し、連絡のよい位置に計画する。
- (2) 備蓄倉庫は、洪水ハザードマップ等を考慮した上で、可能な限り1階に計画し、児童・生徒等のほか近隣住民及び帰宅困難者の3日分の食料・飲料等を収納できる広さの確保を検討する。
- (3) ゴミ置き場は、分別・リサイクルに対応できる規模のものとし、周辺環境に配慮した配置を計画する。
- (4) 機械室や電気室等は、児童・生徒の学習環境から離れ、サービスエリア（機器等搬出入口）から連絡のよい位置に計画する。
- (5) 豪雨や河川の氾濫等により冠水の生じるおそれがある場合には、備蓄倉庫や電気室等の配置について、場所、高さ等を考慮し、冠水しない位置に計画する。

## 第7 共用空間

### 1 児童・生徒昇降口

- (1) 障害の種別や学部配慮して計画する。
- (2) 校舎内の児童・生徒の学習空間と連絡がよく、円滑に行き来できる位置に計画する。

### 2 廊下、階段等

- (1) 安全かつ円滑な動線を確保できるよう段差の寸法や手すりの位置、床面の素材などに配慮し、障害種に応じて規模、配置等を計画する。
- (2) 感染症対策を考慮し「学校の新しい生活様式」を踏まえ、廊下に、手洗い等の空間を計画する。
- (3) 学校紹介や児童・生徒の作品等の展示などの場としての利用を考慮し、掲示板等を計画する。
- (4) 階段でののぞき見防止対策に配慮する。

### 3 エレベーター、スロープ

- (1) 原則として、建替え時等に各校1か所以上のエレベーターを設置する。
- (2) エレベーター及びスロープは校舎間を安全かつ円滑に移動できる位置に計画し、障害種に応じた対応を計画する。
- (3) 児童・生徒用、教職員及び来客者用昇降口は、原則としてバリアフリーとし、やむを得ない場合はスロープ等を設置する。
- (4) 浸水被害の危険性が懸念される場合には、制御盤、巻上機等の設置位置を上部に設置するなどして防災対策を十分に検討する。

【高校規準同様に何人乗り仕様、ストレッチャーなど付加仕様の可否検討】

### 4 便所

- (1) 便所の個数は、各校や各階の生徒数、男女比等を検討し、必要十分な量を計画する。
- (2) 便所の配置は、更新時における学校運営への影響が少なくなるように、上下階で男女を交互に同位置に配置する等を検討する。
- (3) 児童・生徒の分布や動線に配慮し、利用しやすい位置に計画する。
- (4) 便所入口や窓など、プライバシーや視線に配慮し、容易に視聴できない形状や配置とする。
- (5) 清潔で使いやすく、良好な雰囲気になるよう乾式で計画する。
- (6) 障害者等の利用に配慮し、段差のない、介助に必要な広さで計画する。
- (7) 手洗い用水栓は、原則、自動水栓とする。ただし、学校が行う生活指導等の教育を考慮し、検討する。

- (8) 小便器は、人感センサー付き自動洗浄方式とする。
- (9) 照明スイッチは、人感センサー式自動点滅方式とする。
- (10) 便所入口は、扉のないクランク式又は間仕切り式を計画する。
- (11) ブース内には、教科書等の手荷物を一時置きできる工夫（台やフック等）をする。
- (12) 児童・生徒が掃除をすることを前提に、掃除のしやすい工夫をする。（掃除用具入れの数や場所にも配慮する。）
- (13) 児童・生徒用は生活様式の変化を踏まえ、原則、洋式便所とし、将来、温水洗浄便座を設置できるように、コンセントと上水取出口を計画する。
- (14) 教職員や外来者用の便所は、児童・生徒とは別に、適切な位置に計画し、来客用は温水洗浄便座を計画する。
- (15) 避難所となる場合には、災害時に便器が不足することも考慮し、非常用トイレの設置場所等を検討する。
- (16) 1階に設置する便所は、屋外の運動施設等利用者が使用しやすいように、屋内・屋外の双方から利用しやすい配置と仕様を検討する。
- (17) 新設及び改修の際は、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒等に対する配慮を検討する。

## 第8 施設開放のための空間

### 1 共通事項

- (1) 平時の学校運営に支障がないよう、配置に十分配慮し、機械警備等による管理体制を容易に設定できる計画とする。
- (2) 施設開放時に使用する普通教室、特別教室、屋内外の運動施設等については、連絡のよい位置に計画する。

## 第4節 建築設計

### 第1 基本的事項

- (1) 建築設計にあたっては、長期（80年以上）にわたり、学校施設・公共施設として、安全・安心に使用できるよう、長寿命化に配慮し、風雨や災害の影響を受けにくく、メンテナンスがしやすく、可変可能でサステイナブルな構造や意匠を計画する。
- (2) できるだけ、堅牢で単純な構造や意匠を採用する。

### 第2 構造体の設計

- (1) 校舎の建物構造は、別途指定のない限り、原則、鉄骨造とする。
- (2) 体育館の建物構造は、原則、木造とする。ただし、校舎との一体構造とす

る場合は鉄骨造等も可能とする。

- (3) 新築時の構造体の設計にあたっては、その時点での建築基準法並びに関連規定（県条例等を含む）に基づき、高い耐震性をもたせる。
- (4) 構造体の設計にあたっては、躯体が風雨にさらされにくく、劣化しにくい構造方法を検討する。
- (5) 構造体は、新築時の平面計画のみならず、将来的な平面計画の変更等に対応できるよう、可能な限り、堅牢で単純な形状を採用する。
- (6) 敷地を有効活用するため、校舎は原則陸屋根とし、屋上等に空調、キュービクル、太陽光パネル等の設備を配置できるようにする。

### 第3 非構造部材の設計

- (1) 天井材、外壁、建具等の非構造部材については、大地震時の構造体の変形に追従するとともに、建物の機能継続に支障となる損傷等を防止するよう耐震性、落下防止及び障害種（乾皮症等）に配慮した設計をする。  
（文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」参照）
- (2) 非構造部材の設計にあたっては、将来のメンテナンスが容易に行えるよう、可能な限り、一般に流通している材料（汎用品）を採用する。
- (3) 普通教室・特別教室については、将来、各室を間仕切り等で分割することを考慮した設計とする。
- (4) 原則として、カーテンウォール及びガラスブロックを採用しないこと。また、ガラスを多用しないこと。

## 第5節 設備設計

### 第1 基本的事項

- (1) 児童・生徒等の諸活動等においてその安全及び健康に支障を生じることのないよう計画し、設計する。
- (2) 安定した確実な性能の機器を選定し、システムを計画し、設計する。
- (3) 学習、生活等及び災害時における避難所としての利用を考慮し、ガス配管や給排水管等の耐震化を図るなど、ライフラインを確保するよう設計する。
- (4) 将来の教育内容及び方法の多様化への対応を図るとともに、情報化及び教育機器の進展に対応を検討する。
- (5) 住民の学習活動での利用増加等に伴い、必要とされる機能の変化に柔軟に対応できるよう計画し、設計する。
- (6) 自然環境を最大限活用し、光、熱、音等の環境条件を良好な状態に維持できるように計画し、設計する。
- (7) 学校施設の電力使用量とCO<sub>2</sub>排出量の削減のため、省エネ設備機器の導

入を検討し、計画及び設計する。

- (8) 各室及び空間の利用状況等に応じ、利用者が各設備を適宜運転調整することができるよう操作性の確保や系統の設定等に留意して計画し、設計する。
- (9) 必要とする維持管理を適切に行うことができるよう維持管理の方法について十分検討し、設計する。
- (10) 将来、各室を間仕切り等で分割することを考慮した設計とする。

## 第2 照明設備

- (1) 照明器具は、J I S及び学校環境衛生基準等に則った必要照度を確保し、適切な位置に配置する。
- (2) 照明器具の設置位置は、必要な維持管理の方法、周辺地域等に与える影響について十分検討し設計する。
- (3) 配置は、将来、各室を分割することを考慮して均等配置する。

## 第3 電力設備

- (1) 各室・空間におけるコンセントの種類、規格、数等は、電力使用量を勘案し適切に設計し、使いやすい位置に安全な仕様で計画する。
- (2) フロアコンセントを設ける場合は、位置、設置方法等に十分配慮する。
- (3) 安全性を考慮し、湿潤な部分や実験台等に設けるコンセントには、漏電遮断器を介して電気を供給するよう設計する。
- (4) 受変電設備の容量は、電気を必要とする教育機器、設備等を適切に把握し、電力の需要率を十分に検討し、必要な数値を設定して設計する。
- (5) 受変電設備の設置は、台風、豪雨等による出水時においても冠水することのない場所、高さ等を選定する。
- (6) 受変電設備の周囲は、必要な高さの施錠可能な防護柵を設けるなどの措置を講じる。
- (7) 非常災害時には、照明や情報収集のための電源を確保し、学校施設及び避難所として必要最低限の機能を維持できるよう、非常用発電機を持ち込んで設置できる空間を計画する。
- (8) 使用電力の削減を図るため、デマンド監視装置を設置する。

## 第4 情報通信設備

- (1) 情報系の設備（校内LAN等）は、組合せによる利用も考慮しつつ、柔軟に対応できるようなシステムを検討し、配管ルートを計画する。
- (2) 共聴アンテナによりテレビ放送等の受信を行う場合には、電波の増幅、各室への配線経路等に十分留意する。
- (3) 共聴アンテナを建物外構に設置する場合には、転倒防止、維持管理のし易

さ等について十分留意し、検討して設置する。

## 第5 給排水設備

- (1) 飲料水用の給水設備については、関連法令規則に等に従い、水質管理等衛生管理に十分配慮する。
- (2) 給水方式は、停電時にも受水槽等からの取水が可能となるように計画する。
- (3) 受水槽等は、利用する水の量を適切に算定し、適切な容量を設定し、適切な位置に設置し、清掃時を考慮して二層式を原則とする。
- (4) 散水設備を設置する場合には、必要な散水能力を合理的に設定し、教育活動に支障を生じないよう適切な位置を選定し、設計する。
- (5) 近隣における公共下水道施設の整備状況や雨水流出抑制等の制約などを十分に把握し、排出される汚水、雑排水等を適切に処理できる排水方式を計画し設計する。
- (6) プール、トイレ雑用水等への利用や風水被害等による長期間の断水に耐えうるよう、非常時の使用を考慮した井戸の設置を検討する。

## 第6 冷暖房設備

管理諸室、普通教室等に冷暖房設備を計画する。また、熱中症対策を考慮し、運転及び調整の方法について十分検討する。

- (1) 空調を整備する部屋は、原則、資料TM-1による。
- (2) 校舎の建替え時には室外機を原則、屋上等へ設置する。
- (3) 可能な限り露出配管を避け、P Sの設置を検討する。
- (4) 空調室内機は天井カセット型を原則とし、新築建物は、将来、各室を分割することを考慮して偶数台を均等配置する。
- (5) 新築建物には、カーボンニュートラルへの対応を考慮して高効率型空調設備を計画する。
- (6) 空調室外機の設置位置は、配管距離がなるべく短くなるように計画する。

## 第7 換気設備

管理諸室、普通教室等の内、空調設備を整備する部屋については、資料TM-1を原則とし、自然換気と機械換気を経済性及び実用性の観点で比較検討する。また、運転及び調整の方法について十分検討する。

- (1) 換気設備は「学校の新しい生活様式」として感染症対策を考慮し、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）」における特定建築物に該当しない場合においても、同法の基準に準じた換気能力を備えるように計画する。
- (2) 高機能換気設備（全熱交換器等）については、イニシャルコストとランニ

ングコストを十分に比較検討した上で、建物のZEB化への対応（BEI $\leq$ 0.5達成）を含め採用可否を判断する。採用する際には、露出型などのメンテナンス性を考慮した計画とする。

## 第8 防災設備・放送設備等

- (1) 警報設備、消火設備、避難器具、避難設備などは、火災等における生徒等の安全を確保できるよう、適切に設計する。
- (2) ガス使用場所については、ガス漏れ検知器を設置する。
- (3) 放送設備や火災報知器等は天井設置型を原則とし、将来、各室を前後に分割することを考慮して配置する。なお、視覚障害及び聴覚障害など障害に応じた設備も同様とする。

## 第6節 カーボンニュートラルへの対応

### 第1 基本的事項

カーボンニュートラルへの対応を考慮し、原則として、ZEB化指針を準拠するほか、資料T-2の仕様水準に基づき柔軟に計画する。

### 第2 太陽光パネル設置対応

- (1) 新築時には校舎屋上に太陽光パネルを設置するための独立基礎を躯体と一体として設置する。
- (2) 独立基礎は、パネルの飛散防止を目的とし、パネルと躯体を緊結することにより安全性の確保及び屋上防水の保護をするとともに、計画保全時のメンテナンス性を確保する。
- (3) 太陽光パネルを設置する場合は、昼間の電力使用量の補完を目的とし、発電した電力を屋上等に設置する受変電設備に接続する。
- (4) 太陽光設備の蓄電池については、設置目的に対して、イニシャルコストとランニングコストを十分に比較検討した上で、経済性を優先し採用可否を判断する。
- (5) 太陽光発電装置は、安全性やメンテナンス性を考慮し、6階以上の屋上には設置しない。

### 第3 建物の外皮性能

建物性能は原則として、ZEB Readyを達成するものとするが、外皮仕様については、予算等と調整した上、決定する。

また、最上階については、天井裏の温度上昇を防ぐため、屋根面での断熱を原則とする。